

生徒心得

(1) 礼儀

1. お互いに明るくすすんで挨拶をかわすこと。
2. 相手の気持ちを尊重し、自分の言葉や行動には責任を持つこと。

(2) 登校・下校

1. 必ず身分証明書と生徒手帳を携帯すること。
2. 時間に余裕をもって登校し、遅刻をしないこと。
3. 登下校中は交通規則を守ること。
4. 授業終了まで、外出はしないこと。
5. 原付・自動二輪・自動車等での登下校はしないこと。やむを得ず保護者に送迎してもらう場合には、担任を通して生活指導部へ連絡すること。
6. 部活動や許可を得ている生徒以外は、午後5時の下校時刻を守ること。

(3) 校内生活

1. 上ばき、下ばきの区別をきちんと守ること。

- と。上ばきは学校指定のものを履くこと。
2. ロッカーには鍵をかけ，ロッカー内は汚さずに整頓しておくこと。
 3. 校内では許可なくスピーカー等を使用する楽器類の練習や演奏はしないこと。
 4. 掲示物は，担任・顧問を通して生活指導部の許可を受けてから，所定の場所に掲示すること。
 5. 印刷物の配布や，金品の募集，署名運動なども上記4と同様，担任・顧問を通して生活指導部の許可を受けること。
 6. 施設・校具を破損した場合には，直ちに担任または顧問に届け，経営企画室に備えられた所定の用紙に記入し，関係教員の認印を得て経営企画室に届け出て，原則として弁償すること。
 7. 物品を遺失あるいは拾得した場合には，直ちに生活指導部に届けること。
 8. 監督の教員がいないときは，いかなる火気の使用も，絶対にしないこと。
 9. 学校の内外を問わず，飲酒，喫煙，その他非行に類する行為や，他人や本校の名誉を毀損する投稿をSNS等に行わないこと。

(4) 所持品

1. 所持品には必ず記名し，学習上必要なものの以外は持ってこないこと。
2. 貴重品は必ず身につけておくこと。必要以上に金銭などを持ってこないこと。

(5) 服装・頭髪規定

1. 通学時，および校外教育活動では，本校所定の制服を着用し，常に高校生としての品位を保つよう心がけること。

2. 制服

学校指定の制服を着用すること。

(注) 制服規定店

学生服専門店田中屋

042-624-1275

制服指定業者によるアフターケアは業者が学校に出張してきて行う。追加注文などもここで受け付ける。

(注) 体育館履・上履指定店

スポーツボックス 042-666-2525

3. 原則として以下のように，制服着用期間を守ること。

冬服 10月1日～5月31日

併用期間 5月25日～31日

夏服 6月1日～9月30日

併用期間10月2日～10日

※夏服期間に限り学校指定のポロシャツ着用を可とする。ただし、あくまでも略装であり、学校が正装の必要を認めた場合は正装すること。

4. 必要に応じて、セーター・ベスト・カーディガンの着用をしてもよい（無地：紺・黒・グレー・白・茶・ベージュのVネック）。ただし、式典及び学校行事等、学校が統一の必要を認めた場合は、紺・黒・グレーのみが着用可となる。また、冬服着用期間は通学時には上着を必ず着用すること。
5. 式典及び学校行事等、学校が統一の必要を認めた場合は、スラックスまたは正スカート、及びネクタイまたはリボンを着用すること。
6. 変形した制服を着用しないこと。
7. コートは紺・黒・グレーのピーコート・ダッフルコート・ステンカラーコート・ダウンジャケットのいずれかを選び着用すること。
8. コートを着用する場合は通学時のみとし、

校舎内では着用しないこと。

9. やむを得ない理由で制服が着用できない場合は、保護者から担任に連絡し、生活指導部の許可を受けること。
10. ピアスなどのアクセサリー、化粧などはしないこと。
11. 頭髪は常に清潔にすること。パーマ・染毛・脱色・つけ毛など unnecessary な加工はしないこと。

(6) 自転車通学

1. 自転車で通学する必要のある生徒は、「自転車損害賠償保険等」に加入し保護者と連名で所定の願（自転車通学願）を届け出て、学校の許可を受けること。
2. 許可された者は生活指導部から配布されたシールを自転車の後部に貼ること。
3. 生活指導部で指定した駐輪場に置くこと。

(7) ゴミの分別について

1. できるだけゴミを出さないような生活を心がけること。
2. 快適に過ごすため、ゴミを捨てる際は分別を徹底すること。

分別基準は各ゴミ箱設置場所に示してあ

る。

(8) **携帯電話・スマートフォン等**

1. 授業中・行事中は許可された場合を除き、絶対に使用しないこと。
2. 定期考査時は電源を切りバッグ等へ入れること。
3. 携帯サイトやインターネットにおいて他人の誹謗中傷をしないこと。
4. SNS等で個人情報をむやみに公表しないこと。

(9) **施設・校具の使用**

1. 施設，校具の使用には責任を持ち，関係教職員の許可を得ること。返納の時はその旨を報告すること。

(10) **早朝・居残り規定**

早朝 7：30～8：20

居残り 活動18：30まで 最終下校19：00
(ただし，文化・スポーツ等特別推薦実施部は，活動19：00まで最終下校19：30)

定期考査前1週間と定期考査中は，活動することはできない。ただし，公式大会の1週間前のみ17：00までを限度に活動する

ことができる。

(11) **休日登校規定**

1. 休日に登校しようとする者は、事前に顧問・関係教員の承諾を得ること。
2. 休日の活動時間は、原則として顧問・関係教員の直接監督が必要である。
3. 特別教室およびこれに関する教具類は、教員の直接監督のもと使用すること。
4. 長期の休業中の登校には別に定める。

(12) **運転免許証等**

*以下のオートバイには原付も含む。

1. 原則として運転免許証は取得しないこと。
2. やむを得ない場合の免許証の取得については、保護者の承諾のもとで学校に届出を行うこと。オートバイ・自動車等の所持の場合も同様とする。
3. 制服でオートバイ・自動車等を運転しないこと。
4. 交通事故を起した場合は被害者・加害者にかかわらず、すぐ、警察に連絡し、交通事故届を学校に提出すること。徒歩・自転車・その他の場合も同様である。

(13) **アルバイト**

1. 原則としてアルバイトはしないこと。
2. やむを得ない事情がある場合は保護者の承諾のもとに担任に申し出て相談をし学校に届出を行うこと。